

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 13 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの
報酬区分の導入について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 2 月 5 日に開催された「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、平成 30 年度報酬改定の概要をお示したところです。その中で、放課後等デイサービスの適切な評価を行うため、「現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。」こととしました。

具体的には別添のとおりですが、平成 30 年 4 月 1 日から全ての利用者に当該指標による判定を行うことは困難という意見もあるため、支給決定期間が更新されるまでの間（平成 31 年 3 月 31 日まで）に限り、指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合も可とする予定です。

正式には、告示及び通知においてお示いたしますが、円滑な運用のため、準ずる状態として市町村が認めた場合の具体例等を下記のとおり事前にお示いたしますので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、当該作業を開始していただき、報酬改定の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

1. 指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合の例について

- (1) 行動援護（障害者総合支援法第 5 条に基づく行動援護）の利用者である場合は指標の対象児とみなす。
- (2) 5 領域 11 項目の調査（障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 14 号障害保健福祉部長通知）において、把握している状態に基づき次の①又は②に該当する場合は指標の対象児とみなす。

①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合

②行動障害および精神症状において、(1)～(3)のうち「ほぼ毎日」又は「週に1回以上」が1項目以上かつ(4)～(7)のうち「ほぼ毎日」が2項目以上の場合

なお、障害児の状態を判断するにあたり、利用中の放課後等デイサービス事業所に対してヒアリング等を行うことは差し支えない。

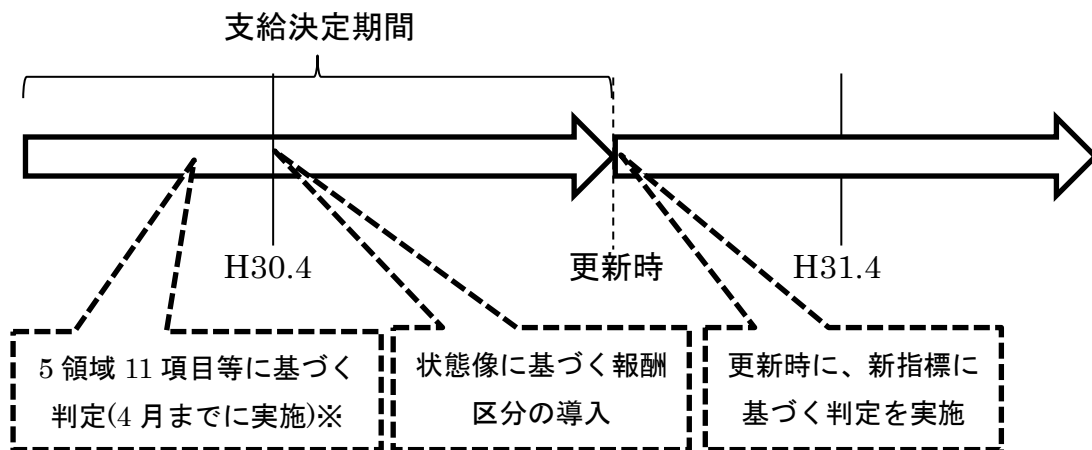
(3) 上記(1)、(2)により難しい合理的な理由がある場合であって、市町村長が認めた場合には、他の適切な方法により、判定することができることとする。

2. その他の留意事項について

(1) 平成30年4月以降分の支給決定(更新含む)の際には、別添指標の該当の有無を判定すること。ただし、すでに支給決定事務が終了している場合はこの限りではない。

(2) 指標の該当の有無については、今後、受給者証に記載することとするが、当面の間は、別途通知する等により対応することとする。

(参考：現在の利用者に対する状態像判定のイメージ)



※30年4月までに新指標に基づく判定を実施することを妨げるものではない。

(別添)

放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（案）

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

【別表】

| 項目 | 0点 | 1点 | 2点 |
|--------------------|-------------------------------------|--|---------------------------------------|
| コミュニケーション | ○日常生活に支障がない | ○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる | ○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない |
| 説明の理解 | ○理解できる | ○理解できない | ○理解できているか判断できない |
| 大声・奇声を出す | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 異食行動 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 多動・行動停止 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 不安定な行動 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 自らを傷つける行為 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 他人を傷つける行為 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 不適切な行為 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 突発的な行動 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 過食・反すう等 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| てんかん | ○年1回以上 | ○月に1回以上 | ○週1回以上 |
| そううつ状態 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 反復的行動 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 対人面の不安緊張、集団生活への不適応 | ○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 | ○週に1回以上の支援が必要 | ○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 |
| 読み書き | ○支援が不要 | ○部分的な支援が必要 | ○全面的な支援が必要 |

(参考) 5領域 1 1 項目

| | 項目 | 区分 | 判断基準 |
|---|-------------|--|--|
| ① | 食事 | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。 |
| ② | 排せつ | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。 |
| ③ | 入浴 | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。 |
| ④ | 移動 | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。 |
| ⑤ | 行動障害および精神症状 | ・ほぼ毎日 （週5日以上）支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要 | 調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。 |